

2015年4月13日

No.220

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

4月6日、ODA特別委員会は、参議院で審議されている政府予算案の委嘱審査とODAにかかわる一般質疑を行いました。又市征治議員は、今年2月に閣議決定された開発協力大綱について質疑を行いました。

これまでのODA大綱から開発協力大綱への変化の意味するものは

冒頭、又市議員は「ODA大綱」から「開発協力大綱」へと名称を変えたが、発展途上国への支援等についての哲学、基本的視点も変化したのかと、岸田外務大臣の見解を質しました。

岸田大臣は、新たな開発協力大綱の下で、政府だけではなくオールジャパンの体制確立、ODA卒業国である小島嶼国等への支援、途上国との対等なパートナーシップを確立すると答弁しました。



これに対し又市議員は、開発協力大綱や大綱に関する外務省の解説資料には、日米同盟の強化をめざす「国家安全保障戦略」や日本の稼ぐ力を取り戻すための「日本再興戦略」を踏まえた開発大綱であると明記され、まさに国益優先の支援プログラムであると批判しました。

岸田外務大臣は、積極的平和主義の立場から平和と安定に寄与することであり、日本再興戦略により民間部門主導の成長を促進し、開発途上国とのウィン・ウィンの関係を確立することであると強弁しました。

ODAが軍事的支援に利用されている

又市議員はさらに、開発協力大綱の中で普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現も重点課題とされて、その中では安定、安全への脅威への対応として、海保あるいはテロ、治安維持なども列挙されている点を指摘し、ODAの軍事的利用に道を開くものであると批判しました。

軍組織が運営している病院にこれまで支援はできなかったが、これからできるようにする等の説明がされていますが、実際には、既にインドネシア、フィリピン、マレーシア等に巡視船がODAで提供されています。これまでは武器輸出三原則により、軍事物資の輸出は厳格に規制されてきましたが、安倍政権の下で、新たに「防衛装備移転三原則」が決定され、これまでは例外扱いであったものが公然と輸出される道が開かれたのです。

岸田大臣は、これまでODAによって供与された巡視船も、法執行能力の強化等、海上安全対応能力の向上を目的とした厳格な審査の下に行ったものであると強弁しました。

又市議員は、巡視艇などもODA予算を使うとなれば、それは使う側が警察とは限らないわけで、軍が使うということになれば軍事転用になると強く批判しました。そして減少したODA予算が更に安全保障分野につき込まれば、貧困や飢餓や病気に悩む人々への本来の非軍事・人道支援が減少するのであり、巡視艇にODA予算が使われることに断固反対であると強調して質疑を終了しました。